

平成13年2月9日

第4回広島市都市計画審議会 議事録

事務局

都市計画局都市計画課

第4回広島市都市計画審議会議事録

- 1 開催日時 平成13年2月9日 午前10時3分
- 2 開催場所 広島市議会棟4階 全員協議会室
- 3 出席委員等
 - (1) 出席者
 - ア 学識経験者 石川伯廣 地井昭夫 高井広行 岡本友子 三上似壠 村岡健二
大下貢(途中出席)
 - イ 市議会議員 金子和彦 佐々木壽吉 下向井敏 鈴木君子 多田敏治
柳坪進(途中出席)
 - ウ 関係行政機関の職員 中国地方建設局長代理 環境審査官 濱谷武治
 - エ 県の職員 広島県警察本部交通部長代理 交通規制課長 西雅顕
 - オ 市民委員 影山崇人 志々目喜美子 若本幸範
 - 以上 18名
 - (2) 欠席者
 - ア 学識経験者 山田知子
 - イ 市議会議員 松平幹男
 - (3) 傍聴人
報道関係 2社
- 4 閉 会 午前10時55分

第 4 回広島市都市計画審議会

平成 13 年 2 月 9 日

事務局（都市計画局次長） お待たせいたしました。それでは、ただいまから第 4 回
広

島市都市計画審議会を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

さて、本日の議題でございますが、先に開催通知でお知らせをさせていただいておりますとおり、まず第 1 号議案及び第 2 号議案といたしまして道路の変更で、東部線関連の 2 件でございます。次に、第 3 号議案といたしまして同じく道路の変更で、矢野坂線に係わるものでございます。次に、第 4 号議案といたしまして、古江上田方地区の地区計画の変更でございます。以上が、都市計画案件として御審議いただくものでございます。そして最後に、第 5 号議案といたしまして、広島市が建て替えを計画しております五日市火葬場につきまして、建築基準法第 51 条の規定に基づき御審議いただくものでございます。

以上でございます。どうぞ、よろしく願いたします。

それでは、石川会長さん、よろしく願いたします。

会長 本日は、御多忙の中、委員の皆様には御出席を賜り、ありがとうございます。

本日、御出席いただいております委員の方は、20 名中 16 名でございます。定足数に達しておりますので、本日の審議会は成立をいたしております。次に、本日の議事録の署名をお願いする方を指名したいと思います。本日の署名は、岡本委員さんと金子委員さんをお願いいたします。

なお、本日は報道機関の方から撮影を希望されておりますので、審議に入る前に撮影のみを認めますので、今から 1～2 分程度の短時間で願いたします。

それでは、審議に入ります。

第 1 号議案及び第 2 号議案につきましては、相互に関連した案件でございますので、一括審議いたしたいと思います。

事務局の説明を求めます。

事務局（都市計画課長） 会長。

会長 はい。

事務局（都市計画課長） それでは、関連がございますので、第 1 号議案及び第 2 号議

案の道路の変更を一括して御説明いたします。

最初に第 1 号議案でございますが、これは都市計画道路東部線の変更を行うもので、広島県決定に係る案件でございます。

本件は、県決定に係る案件で、都市計画法第 18 条第 1 項に基づきまして県から市に意見を求められたために、それに対し回答するものでございます。

東部線は、広島都市圏における自動車専用道路のネットワークの一部を構成し、安芸府中道路と一体となって都心と広島東インターチェンジを結ぶことにより、広島空港や東広島都市圏等との連携強化を図る道路であり、また、県道中山尾長線の交通混雑緩和の役割を担うバイパス機能を持つ道路であります。本路線は、安芸府中道路と接続する東区温品町を起点とし、広島駅北口地区の幹線街路であります都市計画道路常盤橋若草線と松原京橋線の交差部の東区二葉の里三丁目を終点とする、延長約 3,980m、代表幅員 18m、車線数 4 車線の自動車専用道路として、平成 11 年 3 月に都市計画決定されております。

今回の変更内容の説明に入る前に、広島都市圏における幹線道路のあり方を取りまとめました「広島都市圏幹線道路網計画」の概要について、簡単に御説明いたします。

示しておりますこの図が、「広島都市圏幹線道路網計画」でございまして、平成 4 年 8 月に、国、県、市等で構成します「広島周辺幹線道路網整備連絡協議会」におきまして、「放射・環状型のネットワークの形成」、「高速性・定時性機能の強化」を図る観点から、自動車専用道路等の計画を明確にした幹線道路整備の基本的な考え方として取りまとめられたものでございます。

緑色の線で示しておりますのが、山陽自動車道、中国横断自動車道等の国土開発幹線自動車道であります。これらの高速道路と連携し、都心や拠点地区等との連絡を強化するため、赤色の線で示しております自動車専用道路を計画、整備することにしておりまして、東部線は、この自動車専用道路に位置付けられております。

本市では、これらの自動車専用道路を、指定都市高速道路として整備するため、平成 9 年 6 月に広島県と共同で「広島高速道路公社」を設立し、現在、広島高速道路として、図のように広島高速 1 号線、2 号線、3 号線、4 号線、5 号線の 5 路線の整備を進めてお

ります。これら 5 路線のうち、東部線であります広島高速 5 号線については、平成 12 年 9 月に事業許可をとり、平成 10 年代末頃の供用開始を目標に、整備に取り組んでおります。

次に、東部線の計画概要について簡単に説明いたします。

先程も説明しましたように、東部線は、安芸府中道路との接続部から、新幹線車両基地及び芸備線の中山踏切の上空を高架で通過し、尾長山及び二葉山をトンネルで通過いたしまして、再び高架構造となり JR 広島駅北口地区の常盤橋若草線へ接続する延長約 3,980 m の路線でございます。このうち、市街地を通る高架区間は約 2,150m、山間部を通るトンネル区間は約 1,830m であります。

これは、高架区間の標準断面図でございまして、4 車線で幅員が 17.5m の高架構造となっております。これは、トンネル区間の標準断面図でありまして、トンネルは、上り下りが分離した構造となっております、片側 2 車線で幅員 8.5m、上り下り合わせて 4 車線で幅員が 17m となっております。

今、示しております位置は中山インターチェンジでございまして、中山地区における都心方向への出入りのインターチェンジとして設置するものでございます。

このインターチェンジの機能としましては中山地区からは図では左向きになりますが、東部線に入り広島駅方面へ進み、また、広島駅方面からは、このインターチェンジを出て中山地区に接続することになります。

それでは、今回の変更内容について御説明いたします。

変更内容としましては、東部線の中山インターチェンジ付近の沿道で施行されております広島市中山中央土地区画整理事業と区域の整合を図り、本路線の法面の一部を変更するものでございます。

この図面は、東部線と本土地区画整理事業との位置関係を示す図面でありまして、赤色の線で囲んだ区域が区画整理の区域で、青色の区域が東部線の区域でございます。

この土地区画整理事業は、平成 10 年 7 月に事業着手され、3 月末には概成し、最終的には 7 月に造成工事が完了することになっております。また、事業としましては、平成 13 年度未完了という予定でございます。

この写真は、施行中の土地区画整理事業の区域を、昨年 11 月に上空から撮影したものでございます。赤色の線の区域が区画整理の区域で、青色の線で示している区域が東部線の区域でございます。

これは、平成 11 年 3 月に当初、都市計画決定した当時の平面図でございまして、変更箇所でございます中山インターチェンジ付近の図面でございます。当時、当該箇所において土地区画整理事業の計画はございましたが、その時点では、まだ区画整理組合において土地利用計画の再検討の段階で、区画整理区域の確定がされておりました。このため、東部線との整合を図ることができなかったこと、また、民間土地区画整理事業のため、計画どおりに事業が完了する担保がなかったことから、区画整理事業前の地形に合わせ道路法面を計画しておりました。

その後、区画整理組合において、示しております図面のとおり、土地利用計画がまとまり、区画整理の区域が確定し、造成工事も概成することから、今回、区画整理区域との整合を図り、東部線の都市計画区域の変更を行うものでございます。なお、土地区画整理事業の土地利用計画を確定するに当たりましては、東部線との整合を図る観点から、東部線と重複する区域には、将来的な手戻りがないよう計画いたしました。

これは、本土地区区画整理事業の平面図で、赤色の線で囲んだ区域が東部線の区域でございます。黄色の部分は、区画整理事業実施前には、山林であったところを造成工事により地盤を切り下げたことによりまして、東部線の道路法面としては不要となりましたので、都市計画区域から削除するものでございます。また、赤色の部分は、造成工事により盛土したことにより東部線の道路法面として必要になったことから、都市計画区域に追加するものでございます。

これは、新旧対照図で黄色で着色している部分が削除する区域、それから赤色で着色している部分が追加する区域でございます。

この第 1 号議案につきましては、県決定の案件で県からの意見照会でありますので、市としましては、「意見なし」と回答する考えでございます。

続きまして関連します第 2 号議案ですが、これは都市計画道路中山中央線の変更を行うもので、広島市決定に係る案件でございます。

本路線は、中山インターチェンジと県道府中祇園線、県道中山尾長線、中筋温品線の側道を結ぶことによりまして、中山、温品地区と東部線との連絡を強化する道路であり、また、中山地区の交通渋滞の問題箇所にもなっております中山踏切において、JR 芸備線と立体交差することにより、この地区の交通混雑緩和を図る道路でもあります。

区間としましては、中筋温品線との交差点部であります東区中山東二丁目を起点とし、東区中山中町を終点とします、延長約 1,370m、代表幅員 17m、車線の数 2 車線の幹線

街路としまして、平成 11 年 3 月に都市計画決定を行っております。

これは、標準断面図でありまして、2 車線で幅員が 17m となっております。

なお、本路線は、東部線関連交通の円滑な処理という観点から、東部線の供用に合わせて整備に取り組んでいるところでございます。

それでは、変更内容について説明いたします。変更内容としましては、東部線と同様に本路線沿道の中山中央土地区画整理事業と整合を図るものであり、不要となった法面の区域を削除するとともに、新たに市道接続により生じた交差点部の隅切り区域を追加するものでございます。

これは、土地区画整理事業後の平面図で、赤色で囲んだ区域が中山中央線の区域でございます。黄色の部分は、区画整理事業実施前には山林であったところを、造成工事により地盤を切り下げたことにより、中山中央線の道路法面としては不要となったことから、都市計画区域から削除するものでございます。

次に、赤色の部分は土地区画整理事業により開発された宅地への進入道路が新たに本路線に接続されることとなりますので、必要となります交差点部の隅切りの区域を追加するものでございます。なお、この進入路は、緑色の線で示していますように、中山中央線との交差点から進入して区画整理区域内へと入り、東部線の施行予定区域を横切るものでございますが、東部線の事業実施時には、この進入路が支障となるため、その機能回復として橋梁形式により東部線の上空を横断させることとなります。ルートとしましては、区画整理区域内の交通を分散するために、黄緑色の線のとおり二つのルートで中山中央線と接続させる計画となっております。

これは、新旧対照図で、黄色で着色している部分が削除する区域で、赤色で着色している部分が追加する区域でございます。

以上、第 2 号議案の道路の変更について御説明させていただきました。

以上、2 件の計画案につきましては、平成 12 年 12 月 4 日から 12 月 18 日までの 2 週間、案の縦覧を行った結果、市決定の中山中央線につきまして意見書の提出はございませんでした。また、県決定の東部線につきましても、意見書の提出はなかったと聞いております。

以上で第 1 号議案及び第 2 号議案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

会長 ただいまの事務局からの説明につきまして、御意見等がございましたら、お願い

します。

委員 はい。

会長 どうぞ。

委員 今、東部線の変更ということで説明があったわけなんですけども、この東部線に限ったことではないんですけども、私、東区に住んでおります関係で、東部線についているいと住民の方からも都市計画決定をした後の、いろんなことを「もっと私のところを外してください。」とか、そういったことを言って来られることがあるわけなんですけども、「都市計画決定をした以上、これを変更することはできません。」というふうに申し上げておるんですけれども、また、そのときに「私は意見書を出しているんですが、意見書の回答が全くないんです。」とか「どうなんでしょうか。」というふうなことが多々あるんですね。私としたら、意見書ってというのは返すもんじゃないと思って、審議会の一つの目安だろうと思っているんですけども、そういったことまで説明がないわけで、いわゆる説明会あたりに来ていらっしゃる地権者の方々っていうのは、意見書を出すと、それがいろんなことで採用されて回答が返ってくるもんだと思ってらっしゃるわけですよ。その点について、ちょっとお話聞かせてください。

会長 ただいま、委員からの御意見につきまして、お答えいただきたいと思っております。

事務局（都市計画課長） 意見書の取り扱いがどうなのかという御質問だと思いますけれども、都市計画の決定にあたりましては、出来る限り関係住民の皆様方の意見を反映させることが望ましいということから、都市計画の素案につきまして、当初、地元説明等、地元の住民の方々に対しまして、説明会等を開催しまして、内容について十分に説明して理解していただくようにしておるのが現状でございます。また、都市計画案の縦覧時に県決定の場合には県に、それから市決定の場合には市にそれぞれ意見書を提出できることになっております。都市計画法上は、その要旨をそれぞれの都市計画審議会に提出しなければならないとされております。従いまして、この意見書は、あくまで都市計画審議会において計画案件を審議するために取り扱われるものでございまして、提出者に回答する性格のものでないということから改めて回答はしないものでございます。委員の御指摘のもう一点、意見書の取り扱いについて地元の方へ十分説明が行き届いてないのではないのかという御指摘もございますけども、地元住民の方々への都市計画の素案の説明時及びそれから意見書を提出する期間でございます都市計画案の縦覧の期間におきまして、この意見書の取り扱いについて住民の方々へ十分説明するよう、素案を地元説明する担当課も含めまし

て周知徹底したいと思っております。

それから意見書の御質問がございましたので、若干、意見書に関する審議会での取り扱いについて補足説明させていただきますけども、県決定案件につきましては本審議会が法定化される前の昨年まで、平成 11 年度までは市の都市計画審議会で県の決定案件であっても意見書の要旨も踏まえて審議していただいております。ただ、昨年 4 月 1 日から施行されました都市計画法の改正におきまして、市の都市計画審議会が法定化ということになりましたので、県と市の都市計画審議会の両審議会での二重審議は出来ないということになったために、県決定案件の場合は、市の審議会でも都市計画の決定の審議はしないということになっております。今回の東部線のように、市域に係る県決定案件につきましては、都市計画法の 18 条で、その自治体に意見を聞くということになっております。今回も市の意見を聞くことになっているために、意見照会の回答をするに当たりまして、市の判断として事前に当審議会に御説明し、お諮りしているものでございます。このようなことから県決定案件の意見書の要旨につきましては、県から本市へも送付はされませんので、その内容については当審議会にお諮りすることはございません。以上、委員の方からの御指摘・御質問と、それから補足説明を若干させていただきました。長くなりましたけど、以上でございます。

会長 よろしゅうございますか。

委員 はい、ありがとうございました。それで今、この 1 号議案、2 号議案の変更ということで、やはり注意といいますか、そのまま変更ということでマスコミあたりにのった場合に、「じゃあ、うちのところも変更して欲しいんだ」と言われる可能性があるんですよ。ですから、そういうことについては重々、注意してやってもらいたいと思いますね、これは要望ということで、お願いします。終わります。

会長 他に何かございますでしょうか。

委員 はい。

会長 どうぞ。

委員 よく分からないので、的外れの質問になるかとも思うんですけども、このことに関してだけでなく、業者の方がこういうふうな開発をされて、自動的に今の削除する部分とか、追加される部分が都市計画の中で出てくると思うんですけども、削除の部分については工事がなくなるということで、費用はなくなるんですよ。追加部分になると今度は工事が出てくると思うんですけども、その工事の費用っていうのは税金でまかなわれるん

ですか。それとも、そういう工事をしたために、そういう工事が出てきたからということで、工事をした人に、そういう支払いを求めるんでしょうかね。以上の問題をちょっと聞きたいんですけど。ここでする問題じゃないかもしれないんですけど。

会長 はい、どうぞ。

事務局（都市計画課長） 今回、区画整理事業の区域と東部線の計画区域の整合を図る変更案ということで、御審議いただいていますけども、事業は全部未着手でございまして、区域にかかるものにつきましては、道路として必要な部分ですので、全て道路事業の方で用地取得が必要なところは用地買収します。削除する区域については、計画決定をしているだけで、事業にまだ着手しておりませんので、そこについては、なんらまだ事業費も取るようにしてるわけではございませんので、それは区画整理事業の方で、全て山の部分を造成したものですから、そちらの方の費用でちゃんとまかなっているということで、基本的には計画区域の中であれば、これは全て道路事業の方で用地買収し、工事を行うということでございます。

会長 ただいまの説明でよろしゅうございますか。

委員 はい。

会長 他にございますでしょうか。

ないようでございますので、第 1 号議案につきましては、市が県へ「意見なし」と回答することについて異議なしとし、また、第 2 号議案につきましては、原案どおりの都市計画とすることを適当と認める旨、市長へ答申することとしてよろしゅうございますでしょうか。

委員全員 異議なし

会長 異議なしと認めます。

続きまして、第 3 号議案につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局（都市計画課長） それでは、第 3 号議案の道路の変更について御説明いたします。

本議案は、都市計画道路矢野坂線の変更を行うもので、広島県決定に係る案件でございます。本案件は、第 1 号議案と同様に都市計画法第 18 条に基づきまして県から市に意見を求められたため、それに対し回答するものでございます。

矢野坂線は、広島市と海田町の行政界を起点とし、坂町と呉市の行政界を終点とする延長約 9,050m、代表幅員 18m の幹線道路として、昭和 47 年 11 月に都市計画決定されております。

この度の本路線の変更内容としましては、区域の変更に係るものとして、お示ししております坂町域に新たに都市計画道路坂中央線が追加されることに伴いまして、坂町域の矢野坂線の都市計画決定区域を変更するものでございます。また、これに合わせまして都市計画法施行令の一部改正に伴う「車線の数」の追記と名称の変更を行うものであります。

坂町域における主な変更内容としましては、矢野坂線と坂中央線の交差点部におきまして、安全かつ円滑な交通処理を行うため右折及び左折のための付加車線を設置することに伴いまして、区域の変更を行うものであります。

これは、矢野坂線と坂中央線との交差点部の平面図を拡大したものでございますが、薄い赤色でお示ししている区域が追加する区域で、それから、ご覧のように広島市方面からの右折車線、それから呉方面からの左折車線を新たに設置するものでございます。坂町域での変更区間は、広島呉道路のインターチェンジ付近も含めまして約 850m になります。

次に本市の区間に係る変更内容について御説明します。本市域に係る変更内容は、先程、説明しました坂町域における矢野坂線の区域変更に合わせて「車線の数」を追記するものであります。

これは、平成 10 年の都市計画法施行令の改正に伴いまして、都市計画変更する際に合わせて、「車線の数」を都市計画に定めることとしておりますことから、計画書に「車線の数」を 4 車線と追記するものであります。

これは、本市域の矢野坂線の代表幅員部分における標準断面図でございます。

なお、今回の「車線の数」の追記によります本路線の区域等への影響はございません。

最後に名称変更について説明いたします。道路に関する都市計画において定める名称は、番号がございますけど、その番号と路線名で表しておりますが、このうちの番号につきましては、最初の数字、今回 3 となっておりますけども、それが道路の区分で幹線街路を示します。真中の数字は、規模でございまして、幅員の大きさを表します。それから 3 桁の番号が一連番号により構成されております。

今回は広島県の一連番号の取り扱いと整合を図るために、番号の変更を合わせて行うもので、現行 3・4・881 号矢野坂線ということになっていますが、それを 3・4・019 号矢野坂線に変更するものでございます。この最後の 3 桁は基本的に広島都市圏の中の大

体どの行政区にあるかということを表すものでございまして、現行の 800 番台というのは、基本的には坂町に位置する都市計画道路を示す番号でございますけども、御説明しましたように、これは広島市域にも係る 2 行政区をまたがる道路になりますので、その場合は、3 桁台の最初 0 がつきまして 019 となりますので、そういう番号で表すように、広島都市圏の道路の連番の整理ということで今回変更するものでございます。

この 3 号議案につきましては、県決定の案件で、県からの意見照会でありますので、本市としましては「意見なし」として回答する考えでございます。

以上、第 3 号議案の矢野坂線の変更につきましては、議案書 17 ページに計画書を、18 ページに新旧対照表を記載しております。

この計画案につきましては、平成 13 年 1 月 9 日から 1 月 23 日までの 2 週間、県において案の縦覧が行われた結果、意見書の提出はなかったと聞いております。

以上で第 3 号議案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

会長 ただいまの説明につきまして、御意見等がございましたら、お願いします。

委員 はい。

会長 どうぞ。

委員 ちょっと補足説明をお願いしたいんですけども、今の坂中央線の方の将来の交通量に関して、どの程度の交通量が生じるのかということと、それから先程の矢野坂線ですか。あそこの合流部の信号、あるいは交通利用の変化とか、そういうような点について少しお聞かせ願いたいんですけども。

会長 はい。

事務局（都市計画課長） 坂中央線の方の交通量ですが、坂町域内の道路を追加する坂中央線につきましては、県から聞いておりますのが平成 32 年時点の将来交通量予測で約 8,000 台、それからその交差点部の国道 31 号、現在、案件で挙げております矢野坂線につきましては、1 万 8,000 台から 1 万 9,000 台ぐらいになるということで、予測しております。それで、交差点の処理の考え方ですが、その交差点で例えば広島市方面というふうには書いてますが、矢野の方から右折して坂中央線に入る、そういった交通量がピーク時間当たり 200 台程度、それから呉の方面から左折して坂中央線に入ります交通量がピーク時間当たりで 250 台ということで、今回予測しまして、その右折車線・左折車線の計画をしております。以上でございます。

委員 信号はどうなるんですか。

事務局（都市計画課長） もちろん信号現示はございまして、今は公安委員会の協議上では3現示ということで計画しております。以上でございます。

会長 よろしゅうございますか。はい。他にございますでしょうか。

ないようでございますので、ただいまの第3号議案につきましては、市が県へ「意見なし」と回答することについて異議なしとし、市長へその旨を答申することとしてよろしゅうございますでしょうか。

委員全員 異議なし

会長 ありがとうございます。異議なしと認めました。

続きまして、第4号議案につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局（都市計画課長） それでは、第4号議案の地区計画の変更について御説明いたします。

まず、地区計画の制度ということで御説明いたします。何度か地区計画の案件があるたびに御説明しておりますが、簡単にさせていただきます。

地区計画は、住民生活に身近な空間でございます地区のレベルにおきまして、まちづくりの要請に応え、それぞれの地区の特性に応じた良好な市街地環境の形成を目的に、用途地域に基づく建築基準法などの法規制に付加する形で、詳細な制限を定めるものでございます。

図にありますように地区計画は、地区計画の目標や土地利用の方針とまちづくりの構想を示す「区域の整備、開発及び保全に関する方針」という柱と、その方針に従いまして具体的制限等を定める「地区整備計画」の2つで構成されております。

今回の変更は、地区整備計画のうち、建築物の用途制限などの「建築物等に関する事項」及び「土地利用の制限に関する事項」に係るものでございます。

この地区計画につきましては、本市では、これまで、都心部や新たに開発された住宅団地など合計36の地区において定めております。

それでは第4号議案の古江上田方地区地区計画の変更について内容を御説明いたします。本件は広島市決定に係る案件でございます。

本地区は、広島市の都心から西へ約5km、図で赤く示す位置にございます。地区の南

側を西広島バイパス、都市計画道路名では庚午地御前線でございます。また、西側を都市計画道路草津沼田線が通っております。

本地区は、組合施行の土地区画整理事業により造成された土地で、平成11年4月に宅地造成工事が完了、土地区画整理事業における換地処分の公告を平成12年1月に行い、平成12年春には、分譲・建築活動が本格化することから、土地利用計画に基づいた適切な規制誘導を行うために、平成12年2月21日に、地区計画の都市計画決定を既にしております。

これは、南方面からの全景写真で、赤い線で囲まれた部分が地区計画を定めている区域で、面積は約38.4haでございます。

それでは、既に決定している地区計画の内容について概要を説明いたします。

この図面は、「区域」と「地区の区分」を示す計画図でございます。本地区は、5つの地区に細分化しております。図面の深緑色で示しておりますところが第一種低層住居専用地域の制限内容を基本としました「低層専用住宅地区」として約5.8ha、緑色で示しておりますところが第二種低層住居専用地域の制限内容を基本としました「低層複合地区」として約0.4ha、黄緑色で示しておりますところが、第二種中高層住居専用地域の制限内容を基本としました「中高層住宅地区A」として約16ha、黄色で示しておりますところが第二種住居地域で建築可能な規模の付属駐車場を許容しつつ、それ以外の用途については第二種中高層住居専用地域の制限内容を基本としました「中高層住宅地区B」ということで、約6.1ha、オレンジ色で示しておりますところが第二種住居地域の制限内容を基本とした「複合施設地区」として約9.9haでございます。

その他の制限としまして、各地区毎に「敷地面積の最低限度」「壁面の位置の制限」、それから法面における二次開発の防止を目的としました「土地利用の制限」等を行っております。これは「区域」と「壁面の位置の制限」、「土地利用の制限の区域」を明示した計画図でございます。

それでは、この度の変更について、御説明いたします。この区分した地区の内、太い青色で囲みました「低層専用住宅地区」として地区区分しております約3.2haを戸建住宅用の宅地割として再造成することに伴いまして変更するものでございます。

この図は、変更にかかる部分を拡大した図でございます。右側が現行の計画図で、左側が変更案でございます。この地区は、「低層専用住宅地区」としての土地利用計画が定まっておりましたが、平成12年2月の地区計画の当初の計画決定時には、まだ宅地割が

確定していなかったために、大規模敷地の形状のまま、区域のみ「低層専用住宅地区」として位置付けておりました。

この度の変更内容は、この大規模宅地部分の造成工事が完了しまして、変更案のとおり宅地割及び区画道路が確定したことから、「低層専用住宅地区」として市街地形成を誘導するため、具体の制限として計画図表示する必要がある「道路からの壁面後退の位置」を図のように追加するものでございます。具体的には少し細かいので見えにくいかもしれませんが、緑色の線で表示していますとおり、道路端から1mの壁面の後退をかけるものでございます。

また、開発に伴い、道路として公共が管理することになります一部の法面の「土地利用制限の区域」を削除する変更をするものでございます。

なお、計画書につきましては、既に内容的には網羅されておりますので、変更はございません。今回は、計画図のみの変更となります。

以上で、第4号議案についての説明を終わらせていただきます。

なお、第4号議案につきまして、昨年12月4日から18日までの2週間、縦覧を行ないましたが、意見書の提出はございませんでした。よろしく御審議のほどお願いいたします。

会長 ただいまの説明につきまして、御意見等がございましたら、お願いします。

ございませんでしょうか。

委員 はい。

会長 どうぞ。

委員 この件に関してはあまりないんですけど、これはこれでいいと思うんですが、緑化ですよね。市の基本構想の中に緑の計画とか、それから「水と緑の広島市」とかありましたので、ちょっと将来の緑化について少し、こういう地区計画があるときに、少し検討して欲しいんですけど、今これを見ますと、塀とかさくについては生け垣とか、門柱又は公共施設についてはやむを得ないとかあるんですが、出来れば今後、やはり緑の計画に基づいて少し緑化についての、新しい地区なんかが出来るときは、指針をもっと厳しくというか、公益施設についてはかなりしっかりと御検討いただいて今までの概念を少し脱却していただければ緑化が出来るんじゃないかなと思ってんですけど、個人住宅はいろいろと問題があると思うんですが、やっぱり公益施設とか公園とか、あるいは企業の誘致用地とか、そういうものについて、少し能書きはしっかりあるんですけど、出来れば、いつも

思うんですけど、そういうものについて、少し前向きに規制をかけていただければという願望というか、お願いなんですけど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

会長 ただいまの、本件には直接関係がないようでございますが、事務局として、御意見があれば、お願ひします。

事務局（都市計画局次長） 一つの御意見として承っておきたいと思ひます。

会長 よろしゅうございませうか。

他に御意見もないと思ひますので、原案どおり都市計画とすることを適当と認めて市長へ答申してよろしゅうございませうでしょうか。

委員全員 異議なし

会長 はい、ありがとうございます。

それでは、最後に、第5号議案につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局（建築指導課長） 会長

会長 はい、どうぞ。

事務局（建築指導課長） 建築指導課長の山本でございます。

それでは、第5号議案 広島市五日市火葬場の建築につきまして、御説明いたします。

火葬場につきましては、建築基準法では、都市計画において、その敷地の位置が決定していなければ建築してはならないとされておりますが、建築基準法第51条のただし書の規定によりまして、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合に限り、建築することができることとなっているものでございます。

それでは、スクリーンの方をご覧いただきたいと思ひます。

火葬場の建築場所は、佐伯区五日市町大字保井田でございます。都市計画区域内にあります。また市街化調整区域に指定しております。JR五日市駅から北西に約4.8kmの位置にあり、赤い実線で囲んでおります範囲で、佐伯運動公園の北西側に位置しております。火葬場への進入路として、主に広島市植物公園の西側にあります市道佐伯3区182号線及び175号線、これが利用されており、今後も、この道路を利用されるものと考えております。

この写真は、現在の施設でございます。五日市火葬場は、昭和23年頃から佐伯区新宮宛にありました旧五日市町火葬場が、施設の老朽化により移転が必要になったため、昭和

51年3月15日に建築基準法第51条ただし書による許可を受け、応急かつ臨時的施設として、現在の位置に建築したものでございます。

現在の施設は、火葬設備が旧式なうえ、建築後24年を経過しておりますことから、老朽化により故障も目立っております。また、待合室を始めとして、施設全般にわたり狭いものでございます。さらに、五日市火葬場の対象区域であります佐伯区における人口の増加や、高齢化社会の進展による火葬需要の増大に対応するため、早急に建て替えが必要な状況となっております。

一方、現在の位置から他の場所へ移転することにつきましては、区内におきまして既に山麓部まで造成が進み市街化がされておりますことから、移転先を確保することは困難な状況でございます。

以上のような状況から、やむを得ず、現在地において必要最小限の造成を行い、建て替えを行うものでございます。

なお、今後、大規模な開発などにより適切な用地が確保でき、周辺の住民の方々の御理解が得られた場合は、速やかに移転を行うこととしており、それまでの間、現在の場所において運営するという計画でございます。

続きまして、五日市火葬場の計画概要について御説明いたします。赤い線で囲ってあります部分が敷地の範囲でございまして、計画建物は、敷地のほぼ中央に配置する計画でございます。現在の施設は、駐車場として整備する部分に建っており、これを使用しながら建築し、完了後に現在の施設を解体して跡地を駐車場とする計画でございます。

計画の概要でございますが、敷地面積は9,248.52平方メートル、約2,800坪でございます。鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造の2階建て、建築面積は2,135.13平方メートル、約650坪でございます。延べ面積は2,184.17平方メートル、約660坪でございます。

これは、敷地の北側から市街地の方向を見た完成予想図でございます。建物の主な出入口は、敷地内の通路を通過して中央東側に配置しております。駐車場は、敷地の北側、現施設の跡地部分でございますが、ここに配置いたしまして、マイクロバス用5台、乗用車用38台、合計43台収容できる計画としております。

建物の内部につきましては、1階には、西側に告別室、炉前ホール、火葬炉、収骨室、これを配置いたしまして、東側に待合スペースを配置しております。

火葬炉数は、現在の施設は、人体炉が2基、動物炉が1基となっておりますが、計画施設は、人体炉が4基、動物炉が1基となっております。

お手元に、参考資料として、新旧の比較表を添付しております。

2 階部分でございますが、これは、炉の上部のみで、機械室となっております。それから建物の周囲には植樹を行い、煙突を極力低くするなど、周辺の景観にも配慮した計画となっております。

次に環境保全対策について御説明いたします。

まず、大気汚染対策でございますが、硫黄酸化物対策といたしまして、硫黄含有量の少ない都市ガスを燃料として使用することとしております。窒素酸化物対策といたしまして、この発生を低くするバーナーを使用することとしております。ばい塵対策及びダイオキシン対策といたしまして、再燃焼炉及び高性能のフィルターを設置して対応することとしております。こういった対策により、環境保全目標数値以内に抑えることとしております。

次に、火葬により発生するアンモニア等の悪臭対策でございますが、再燃焼炉を設置し、高温、これは 800 度以上でございますが、高温により悪臭物質を除去することとしております。

また、燃焼用バーナー、送風機等を発生源とする騒音対策でございますが、吸音、防音設備を行った機械室に設置し、建物内で消音させ、周辺に影響がないようにしております。

さらに、振動対策につきましても、緩衝材、防振架台を設けるなどの必要な措置を講じ、周辺に影響がないようにしております。

最後に、事業スケジュールでございますが、平成 13 年 10 月に工事着工いたしまして、平成 14 年 11 月から使用開始を行う予定でございます。

以上、五日市火葬場の新築計画の概要を御説明いたしましたが、この計画につきまして、昭和 58 年に設置されております「倉重地区公共施設の整備等に関する運営委員会」これを中心として、平成 7 年 1 月 27 日以降、運営委員会を 31 回、地元町内会と 23 回の協議を行って、地元の方々の御理解を得ております。

なお、平成 11 年 3 月 25 日には、協定書及び合意書を締結しているところでございます。

以上で第 5 号議案の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

会長 ただいまの説明につきまして、何かございましたら、お願いします。

委員 はい。

会長 どうぞ。

委員 一つ、ここの席でお聞きするのめどうかと思うんですけども、人体炉 4 基、
要

するに面積に比べまして炉自体が 2 倍、2 基増えたということですけども、これの 4 基というその根拠ですね。これから高齢化がいろいろありまして、そういうふうな地域の需要といたしますか、おかしいですけども、そういうのが増えると当然見込まれますけれども、その 4 基で十分なのか、その根拠はどういうふうなところから出たのかということをし。

事務局（環境衛生課管理担当課長） お答えします。五日市を 2 から 4 に変えたときの 4 基にする根拠はございませんけど、これはあくまでも地元との協定の中で、地域と交渉していく中で、一応 6 炉を要求していったわけですが、なかなか了解が得られず、2 から 4 ということに決定をしております。それと将来の計画につきましては、現在、広島市の火葬場の状況でございますけど、皆さん、ご存知のように高天原、東区にあります永安館火葬場、それと可部にあります可部火葬場、それと現在あります五日市の火葬場、計 3 施設で計 16 炉、現在運転をしております。それで年間の火葬能力は約 8 千件でございます。その中で平成 11 年度で約 7 千 700 件の火葬となっております。そうした状況の中で現在、五日市の方の改修を 2 から 4 にしたわけでございますが、新聞で出ておりますように、現在、また安佐南区の方へ新規の火葬場のお願いをしております。というのは、平成 18 年過ぎには五日市を 2 から 4 にしたとしても火葬炉が不足する、そういうような状況がありますので、現在、安佐南区の方で、沼田地区の連合町内会、現在 21 町内会のうち、現在 20 の町内会への説明会を行っております。今後とも理解を得られるように鋭意努力して行って、新規の火葬場を建てたいと思っております。よろしく申し上げます。

会長 よろしゅうございますか。

委員 ですから、言えば確かに非常に不足する、不足するというのは確かなんでしょうねえ。そのときに、せつかく建てられたときに 5 とか 6 とかいう形で計画されるべきではなかったのかなという感じがするんですけどね。

事務局（環境衛生課管理担当課長） 先程言いましたように、これは地域の方に、隣の土地を買収して、6 炉のお願いをしたんですけど、土地の買収が出来なかった。それと地域の方の理解がなかなか得られなかったということで、4 ということに決定をしております。

委員 私、この間、可部で葬式をやったんですけど、あそこも結構古いですよ。今お

聞きしたら、あまりないということなんですが、先程、この地域が非常に増築が困難だということ、もし駄目な場合、反対があれば、またよそへと、大きな開発があれば、よそへ移転すると言われたんですけど、結局これだけのものを作られて、どれくらい工事費がかかるのかわかりませんが、ここを少し造成した方がもっといいんじゃないかなと、増やす場合は、もったいないんじゃないかと思ったんですけど、そのへんは、ちょっと気になったんですけど、これが用地がもっとあれば、もっと大きいものをよそへと、おっしゃったもんですから、ちょっと気になったんですけど、遠い将来の話なんでしょうけど、せっかくこんないいものができて、ちょっともったいないかなと思ったもんですから。

事務局（環境衛生課管理担当課長） やはり地域と話し合いをしていく中で、地域の方への、やはりこの施設については、なかなか好まれません。ですから「将来は、どうしてもどっかに行ってくれ」というような意見の中で、そういう考え方をしております。ですから、「未来永劫あなたの地区に」と言ったら、なかなか地域と話すことができません。よろしくお願いします。

会長 よろしゅうございますか。他にございませんでしょうか。

ないようでございますので、第 5 号議案につきましては、当該計画について支障なしと

して、市長へその旨、答申してよろしゅうございますでしょうか。

委員全員 異議なし

会長 異議なしと認めます。

それでは、以上で、本日の審議会を終了いたします。

本日は、たいへんお忙しい中御審議いただきまして、誠にありがとうございました。心から厚くお礼を申し上げます。これをもちまして審議会を閉会いたします。